

令和4年4月6日

保護者のみなさんへ

京都市立松原中学校  
校長 笠原 光徳

### 台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本校（園）においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び朱三・光徳学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

#### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校園前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時30分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。  
(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

#### 4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

##### (1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である朱三・光徳学区は、「鴨川・高野川・天神川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。朱三・光徳学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。